

報道関係者 各位

平成 26 年 9 月 5 日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室 長 椎 川 和 之

室長補佐 後 藤 浩

(電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

秋 田 県 最 低 賃 金 が 変 わ り ま す

～ 平成 26 年 10 月 5 日から時間額 679 円へ ～

概 要

1 改正内容

秋田県最低賃金は、次のとおり改正されます。

時 間 額 **679円** [現行 665円]

(引上額 14円)

効力発生日 **平成26年10月5日**

2 審議経過等

- (1) 秋田県最低賃金の改正について、平成26年7月7日に秋田労働局長から諮問を受けた秋田地方最低賃金審議会(木村了会長)は、秋田県内の各種経済・雇用・賃金統計資料、賃金実態調査結果等を基に、慎重に調査審議を行い、8月11日、秋田県最低賃金を14円引き上げて時間額679円に改正することが適当であるとの答申を行いました。
- (2) 上記(1)の答申に対して、8月26日までに秋田県労働組合総連合 議長 佐々木章ほか5名の労働団体代表から、最低賃金法に基づく異議の申出がなされましたが、秋田地方最低賃金審議会は、8月27日、「8月11日付けの答申どおり決定することが適当である。」との答申を行いました。
- (3) 上記(2)の答申を受け、秋田労働局長は、秋田県最低賃金を時間額679円に改正することを決定し、9月5日付けの官報に公示しました。
- (4) 最低賃金法の規定により、改正後の最低賃金は官報公示日から起算して30日を経過した日(平成26年10月5日)から効力が発生することになります。
- (5) 秋田県最低賃金の改正の推移(過去10年間)は、別添のとおりです。

参 考

- 1 最低賃金制度は、最低賃金法に基づき賃金の最低金額を国が定め、それ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするものです。
- 2 最低賃金には次のものがあり、今回改正された秋田県最低賃金は、県内の全ての労働者に適用される地域別最低賃金です。

- ① 地域別最低賃金（臨時職員、パートタイマーやアルバイト等を含む全ての労働者に適用されるものです。）

なお、日給や月給の場合についても最低賃金は適用されますので、時間額に換算して最低賃金額と比較します。主な賃金形態別の時間額への換算方法は次のとおりです。

日給の場合	日給額 ÷ 1日の所定労働時間数
月給の場合	月給額 ÷ 1月の平均の所定労働時間数
歩合給の場合	歩合給額 ÷ 1賃金算定期間中の総労働時間数

- ② 特定最低賃金（特定の産業の労働者に適用されるもので、秋田県では次の4産業について設定されています。）

- 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金 **時間額 790円**
 - 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金 **時間額 725円**
 - 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金 **時間額 763円**
 - 秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金 **時間額 750円**
- ※ これら4特定最低賃金については、今後、改正決定の審議が行われます。

- 3 秋田地方最低賃金審議会は、最低賃金法第20条により秋田労働局に設置され、秋田労働局長の諮問に応じて最低賃金に関する事項を調査審議する機関で、公益代表委員5名、労働者代表委員5名及び使用者代表委員5名の合計15名の委員で構成されています。

4 異議申出団体

- 秋田県労働組合総連合 議長 佐々木章
- 秋田県春闘共闘懇談会 代表委員 中村秀也
- 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部 執行委員長 石塚優
- 秋田県医療労働組合連合会 執行委員長 中村秀也
- 中通病院労働組合 執行委員長 古田晋
- 秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 村上政基

秋 田 県 最 低 賃 金 の 改 正 推 移

秋田労働局

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中賃目安額	2	2	7	9	3	10	1	4	10	13
引上額	2	2	8	11	3	13	2	7	11	14
改正最賃額	608	610	618	629	632	645	647	654	665	679

(注1) 平成19年度の中賃目安額については、ランク別目安額がゾーン(6~7円)で示されたことから、大きい方の額によること

(注2) 平成20年度の中賃目安額については、ランク別目安額(7円)と生活保護費との乖離額(9円)の両方について示されたことから、大きい方の額によること

(注3) 平成21年度の中賃目安額については、ランク別目安額は示されず生活保護費との乖離額のみ示されたことから、当該額によること

